

AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025 年 12 月 5 日

対内直接投資に関する 2026 年以降の外為法改正の展望

弁護士 松本 拓 / 弁護士 武士俣 隆介 / 弁護士 伊原 ひかり

Contents

1. はじめに
2. 現行制度について
 - (1) 概要
 - (2) 問題点
3. 今後の対応の方向性等について
4. おわりに

1. はじめに

2025 年 10 月 31 日および同年 11 月 20 日に、関税・外国為替等審議会・第 64 回、第 65 回外国為替等分科会(以下総称して「本件分科会」という。)が開催され、対内直接投資審査制度につき審議が行われた¹。公開されている配布資料(以下それぞれ「本件資料 1」²、「本件資料 2」³という。また、総称して「本件資料」という。)をもとに、対内直接投資に関する現行制度の問題点や今後実施される可能性のある 2026 年以降における外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)改正の方向性について検討する。

2. 現行制度について

(1) 概要

外為法の 2019 年改正(以下「2019 年改正」という。)により、対内直接投資審査制度において、役員への就任および指定業種に属する事業の譲渡・廃止に係る行為時事前届出が創設され、上場会社の取得時事前届出の閾値の 10%から 1%

1 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/20251027200009.html

2 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/20251031-5.pdf

3 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251120-4.pdf

への引下げおよび事前届出免除制度の導入がなされた。その後、国際化の進展や急激な技術革新、産業基盤のデジタル化の動向などの経済安全保障上の要請を受けて、1、2年に1回の頻度で指定業種が追加されている。2025年5月には、外国政府・国有企業と同様のリスクを有する投資家が、新たに「特定外国投資家」、「準特定外国投資家」とされ、事前届出免除制度の利用が制限された⁴。

2019年改正時、新法施行後5年を経過した時点において見直しを実施する規定が盛り込まれた⁵。本件分科会は、この見直し作業の一環として行われたものと考えられる。本件資料の検討結果は、今後、国会等において審議され、2026年以降の外為法改正等を目指して手続が進むものと考えられる。

(2) 問題点

本件資料では、主に①事前届出件数の増加、②リスク軽減措置の位置づけの不確性、③最終親会社等の変更など支配権変更への規制手段の不足、④外国政府等の支配・影響下にある高リスク投資家の存在、⑤非指定業種への投資による国の安全に係るリスクおよび⑥執行体制等の強化の必要性が問題点として挙げられている。以下、それぞれ詳述する。

① 事前届出件数の増加

2019年に指定業種に情報通信技術関連⁶が追加された結果、事前届出件数は2000件を超え、2024年度は2903件となっている。改正前の2018年度と比較すると約5倍であり、情報通信技術関連業種に係る届出がその56%を占める(下図参照)。



出典:「対内直接投資審査制度について」(本件資料1)(財務省、2025年10月31日)⁷ 15頁

数百件程度にとどまっている北米・欧州の先進諸外国⁸と比べ、日本の事前届出数は突出して多く、所轄省庁が膨大な件数の事前届出に限定的なリソースで対応するのはきわめて困難である。実際、投資禁止期間の30日以内

4 詳細は、https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250305.pdf および https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250609001.pdf を参照されたい。

5 外為法附則6条

6 電子デバイス・集積回路製造業、記録メディア(半導体メモリメディア等)製造業、ソフトウェア業、情報処理・サービス業、インターネット利用サポート業など

7 前掲注2

8 本件資料1(前掲注2)19頁

に審査が完了しない事案が多い。

② リスク軽減措置の位置づけの不明確性

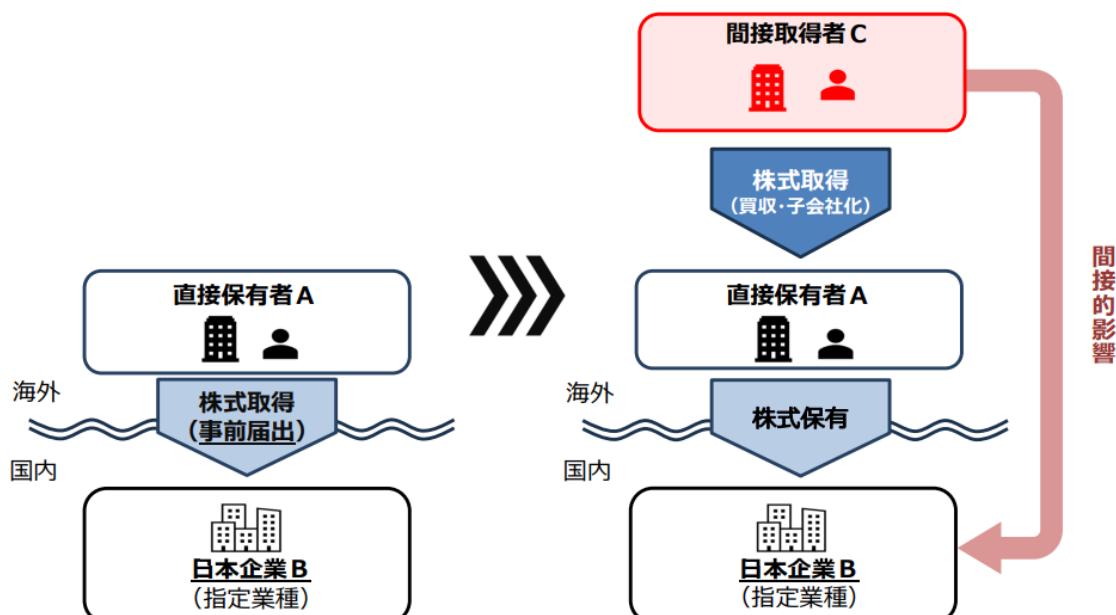
発行会社の事業が所轄省庁において特に機微性が高いと判断される場合、実務上、届出事項に関する詳細説明や追加資料の提出を求める質問票が送付されることが多い。また、所轄省庁が当該取引に関し「国の安全に係るリスクが払拭されていない」と判断した場合、届出書における遵守事項(リスク軽減措置)の誓約が、事実上クリアランスの条件となることもある。

具体的には、所轄省庁がリスク軽減措置案を提示し、双方で折衝・調整した上で、届出者が改めて提出する事前届出書の「3 取得又は一任運用の目的等(2)取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄に誓約事項として反映されることになる。ただし、これはあくまで実務慣行であり、現状、遵守事項の誓約に関する手続は法定されていない。

さらに、質問票対応やリスク軽減措置内容の調整には相応の時間を要し、実際の審査期間⁹が法定の最大投資禁止期間である5か月を超える例もある。

③ 最終親会社等の変更など支配権変更への規制手段の不足

日本の対内直接投資審査制度はクロスボーダー取引のみを対象としており、事前届出を行った外国投資家が後に別の外国投資家に買収される場合などの支配権変更(下図参照)を十分にカバーできていない。一方、米国や英国では、発行会社を間接的な株式取得で支配する場合も審査対象となる。



出典:同上 7 頁

④ 外国政府等の支配・影響下にある高リスク投資家の存在

外為法では、指定業種を営む事業に対して日本の非居住者が行う対内直接投資等に届出義務を課している。例外的に、居住者外国投資家¹⁰やみなし外国投資家¹¹を規制することで法の潜脱を防止している。

もっとも、これらの基準に該当しない日本の居住者である国内投資家の中にも、国家安全保障上のリスクを内包

⁹ 実務上、投資禁止期間の30日以内に審査が終了せず、所轄省庁との協議に基づいて届出書の取下げおよび再提出を行う事例が相当数存在する。この場合、取下げ後も所轄省庁との間の折衝を継続し、当該折衝が完了した段階で届出書の再提出を行うことになる。

¹⁰ 外為法26条1項3、5号

¹¹ 外為法27条14項。同条項は、外国投資家が対内直接投資に係る規制の潜脱を目的として、外国投資家以外の者をいわばダミーとして利用することを防止するものである。「外国投資家のために」とは、外国投資家の計算において対内直接投資を行う行為を指すと理解される。

- する者が一定程度存在する。
- ⑤ 非指定業種投資による国の安全に係るリスク
- 現状、非指定業種を営む事業に係る株式取得については、株式・議決権の取得比率が 10%以上となる場合に事後報告が義務付けられるにとどまっている。
- もっとも、特にリスクの高い投資家による非指定業種への投資についても、国の安全に係るリスクが顕在化するおそれが一定程度存在する。
- ⑥ 執行体制等の強化の必要性
- 2008 年以降における中止命令¹²や 2017 年改正で導入された措置命令¹³等の法定のエンフォースメントが実施された事案は公開情報ベースでは存在しない。

3. 今後の対応の方向性等について

「①事前届出件数の増加」に対する最も有効な対応策は、絶対数の削減であろう。「役員選任のうち、再任に係るもので特段の事情の変更がない場合には届出を不要とする」、「情報通信技術関連業種について、サイバーセキュリティ対策の観点から必要が認められるものに限定」する¹⁴などの方法はいずれも合理的であると考えられる。ただし、特に後者は対象範囲の線引きが難しく、事業規模や情報の機微性といった基準の明確化に課題がある。一方、本件資料では「重要な技術や情報を保有している本邦企業」を指定業種に追加する可能性を示唆している点にも注意が必要である¹⁵。経済安全保障に係る他法令の取組みとの整合性など調整上のハンドルが存在する。

「②リスク軽減措置の位置づけの不明確性」については、デュープロセスの明確化(法定化)が不可欠である。この点、リスク軽減措置の届出書の記載事項への追加(国の安全等に係るリスクがある場合に限る。)、審査中のリスク軽減措置の追加・修正に係る届出の導入、勧告・命令の対象にリスク軽減措置を講じる旨の規定の整備および事後の変更に対する届出制度の導入が検討されている¹⁶。現時点では、投資禁止期間終了間際の追加・修正届出に関し、期間の延長等の検討が進められているが、上記の任意審査の運用と法定の審査期間との関係で、リスク軽減措置の調整に要する時間をどう扱うかも併せて制度上整理する必要がある。

「③最終親会社等の変更など支配権変更への規制手段の不足」に対しては、海外における株式・議決権の取得を規制する方法と、国内において生じる実質的な支配権の変更に注目する 2 つの方法が考え得る。もっとも、少なくとも、前者についてはいわゆる域外適用の問題が生じ得る¹⁷、後者についてはどのようにして「支配権」の変更を定義するのか法技術的な問題が存在する。現時点では、両者について、具体的には、間接取得者による、本邦企業の株式・議決権を保有する直接保有者の議決権を新たに 50% 保有することなる議決権の取得および間接取得者の関係者による、直接保有者の役員の過半数を占める行為を対内直接投資審査の対象とすることへの検討が進められている¹⁸。また、直接保有者の株式・議決権保有割合に応じて、間接取得者のリスク属性(審査の必要性が高い投資家¹⁹、一般投資家)に基づいて区別して取扱うことも検討されている。

¹² 外為法 27 条 10 項

¹³ 外為法 29 条各項

¹⁴ 本件資料 1(前掲注 2)4 頁、本件資料 2(前掲注 3)4 頁

¹⁵ 同上

¹⁶ 本件資料 2(前掲注 3)6、7 頁

¹⁷ 外為法は 1 条で「対外取引」すなわちクロスボーダーの取引を規律することが同法の目的である旨規定しており、また、5 条で属地主義の例外としての国外適用の規定を置いている。これらの規定との関係をどのように調整するかなどが鍵となる。加えて、国際法上許容されるのかという観点からも検討を要する。

¹⁸ 本件資料 2(前掲注 3)12 頁

¹⁹ 事前届出免除制度の利用ができない投資家

「⑥執行体制等の強化の必要性」は、「③最終親会社等の変更など支配権変更への規制手段の不足」、「④外国政府等の支配・影響下にある高リスク投資家の存在」、「⑤非指定業種への投資による国の安全に係るリスク」のいずれも関連する。そもそも日本においては、件数の多い事前審査に労力を要することもあり、現状、モニタリングやエンフォースメントなどの法執行が十分かどうかについては疑義がある。自由民主党と日本維新の会は、連立政権合意書²⁰において「令和8年通常国会で、対日外国投資委員会(日本版CFIUS²¹)の創設を目指す」ことを掲げた。仮に新たな審査・執行機関が創設されるとして、審査に加えてモニタリングやエンフォースメントまで含めて実効的に機能する制度設計・運用となるかに注視する必要がある。報道によれば、高市首相は、総裁選出馬表明の記者会見においてすでに對日外国投資委員会の創設を提言している点²²にも注目したい。

4. おわりに

高市政権は、對日外国投資委員会の創設のみならず、人工知能(AI)・半導体やデジタル・サイバーセキュリティーなど計17分野への官民による重点投資を打ち出しており、同分野を中心に、今後投資規制に関する取組みが一層進むことが想定される。報道によれば、同政権は、経済安全保障上の重要性が高く、2030年代以降に技術革新が見込める、①AI・先端ロボット、②量子、③半導体・通信、④バイオ・ヘルスケア、⑤核融合、⑥宇宙の計6分野を「国家戦略技術」として指定する見込みである²³。当該6分野については、投資の促進のみならず、税および研究予算の重点支援が予定される。

また、報道によれば、財務省の三村淳財務官は、ブルームバーグ主催のイベントで2026年の通常国会における対内直接投資に関する外為法改正法案提出の可能性に言及した²⁴。引き続き状況の注視が重要である。

以上

20 <https://o-ishin.jp/news/2025/images/624de5f22900f6e88e892abb49d3fc70ef3cac92.pdf>

21 Committee on Foreign Investment in the United States(対米外国投資委員会)の略語である。アメリカにおける、省庁横断的な投資管理制度の執行機関である。

22 <https://jp.reuters.com/world/security/XVOJTP3Y7JIDRLIWO7E6OXZCDI-2025-09-19/>

23 「『国家戦略技術』を創設 AI・核融合など6分野」日本経済新聞朝刊14版、2025年11月25日、1面

24 <https://www.reuters.com/sustainability/boards-policy-regulation/japan-plans-revise-foreign-investment-law-sharpen-security-screening-2025-11-06/>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 武士俣 隆介 (ryusuke.bushimata@amt-law.com)
弁護士 伊原 ひかり (hikari.ihara@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。